

平成21年度厚生労働省補正予算案の概要 (雇用均等・児童家庭局所管分)

健康長寿・子育て(子育て支援)

2,718億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1,254億円

子育て応援特別手当(注)について、平成21年度に限り、第一子まで拡大して、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子)を対象に実施する。

(注)平成20年度第2次補正予算に基づき、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子(平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの子)であって、第二子以降の子に対し、一人当たり3.6万円を支給

2 地域における子育て支援の拡充等

(1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育(保育ママ)事業に係る賃借料への助成などを実施する。

(2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー(仮称)の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

(1) ひとり親家庭等への支援の拡充

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数
その他 7.9億円

職業訓練時に母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭の託児サービスを提供、職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭に対する就業支援、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する自治体に対する助成、養成機関での資格取得時の母子家庭に対する生活支援（高等技能訓練促進費）の充実、戸別訪問員による母子家庭への相談・就業支援等を行うほか、母子寡婦福祉貸付金の拡充、婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等の就業支援を図る。

〔 また、託児サービスを付加した委託訓練を拡大し、母子家庭の母等子ども
の保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。
（職業能力開発局において計上（6.2億円）） 〕

(2) 社会的養護の拡充 安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等の就業支援、児童養護施設等の生活向上のための環境改善、児童養護施設等職員の資質向上のための研修を行う。

4 特定不妊治療への支援 24億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成（1回あたり10万円→15万円）し、経済的負担の軽減等を図る。

安心こども基金の拡充

1,500億円

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため1,500億円（文科省分68億円を含む）を追加。（就業支援に係る経費について平成21年度～23年度）

※ 平成20年度第二次補正予算において、1,000億円の基金を創設（平成20年度～22年度）し、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施。（15万人分の受け入れ体制の整備）

短時間勤務を希望する者への支援の充実**1 億円**

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。

平成21年度厚生労働省補正予算案（子育て支援）の概要

子育て応援特別手当の拡充(1,254億円)

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童1人当たり3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施(約1250億円)

安心こども基金の拡充(1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

→ 15万人分の受入体制の整備

今回の補正予算案における拡充

- ①保育サービス等の充実 … 雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 … 創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 … 厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 … 児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

特定不妊治療への支援(24億円)

経済的理由で不妊治療を断念する者が増加することがないよう、経済的負担の軽減を図る(1回あたり10万円→15万円)。

1 「子育て応援特別手当」の拡充について

現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳までの児童一人あたり、3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施する。

(内容)

○支給対象となる子:平成21年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれ(平成21年3月末において3～5歳の子)の子ども(330万人程度)

(注)平成20年度第2次補正予算による子育て応援特別手当は、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子に対し、一人あたり3.6万円を支給。

具体的には、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3～5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)が対象

※外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。

- 支給額 :支給対象となる子ども一人あたり3.6万円(1回払い)
- 支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(支給基準日(検討中)の住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 支給手続 :各世帯主からの申請に基づき支給する。
- 申請期限 :各市町村における申請受付開始日から〇か月(検討中)
- 財源 :1,254億円